ファミリーオフィス

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

当ファミリーオフィスは暗号資産を直接保有すべきでしょうか、それとも会社やファンドを通じて保有すべきでしょうか。 家族が私的投資家であれば、スイスでは直接保有が税務上最も簡明です。譲渡益は非課税で、富裕税のみが課されるからです。ファミリーオフィスがシンガポールにあり、第13O条または第13U条の優遇措置を受けたい場合は、シンガポールの会社またはVCCを通じて保有します。この優遇措置は、デジタルアセットを含む指定投資から生じる特定所得を免税とするものです。権利内容の異なる複数の家系がある場合、または第三者の資本を受け入れる予定がある場合は、いずれの国でもファンドを通じて保有します。構造は家族の居住地に従います。これが最初に決めるべき問題です。[1]

暗号資産のカストディを引き受けてくれるプライベートバンクはどこですか。 スイスでは、暗号資産銀行（Sygnum、AMINA）、複数の州立銀行（Zürcher Kantonalbank、Luzerner Kantonalbank、St. Galler Kantonalbankなど）、PostFinance、そして増えつつあるプライベートバンクが、ビットコイン、イーサおよび限られたその他の資産のカストディと取引サービスを提供しています。シンガポールでは、DBSがそのデジタル取引所を通じて適格投資家にカストディと取引サービスを提供しており、複数のプライ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ベートバンクが第三者カストディアンを通じたアクセスを提供しています。このリストは四半期ごとに変わります。2026年半ば時点の状況は第P部第IX章に示しています。[2]

当家の家長が一人で鍵を管理しています。どうすべきでしょうか。 この問題が遺言執行者の問題になる前に、今月中に解決してください。一人による鍵の管理は、一族の資産が永久に失われる最も一般的な原因です。それはまた、ファミリーオフィスが他のどの資産クラスについても許容しないであろうガバナンス上の欠陥でもあります。ファミリーオフィスが実務上採用している選択肢は3つあります。第一は、ライセンスを受けたカストディアンを利用し、ファミリーオフィスが鍵の1つを管理するマルチシグまたはMPCの仕組みを構築することです。第二は、鍵を3人に分割し、回復手続を定めたセルフカストディの仕組みです。第三は、信託または財団が権原を取得し、専門のカストディアンを任命する方法です。第II章の相続チェックリストに、いずれの選択肢にも添付すべき書類を列挙しています。[3]

ファミリーオフィスをシンガポールからツークへ、あるいはその逆へ、税負担なしに移すことはできますか。 保有する暗号資産が資本性のものであれば、ファミリーオフィス会社自体は、通常、暗号資産について税負担なしに本拠地を移転し、または別の会社に置き換えることができます。いずれの国も私的投資家のキャピタルゲインには課税せず、シンガポールはそもそもキャピタルゲインに課税しないからです。課税事象となるのは個人の移転です。スイスは出国する居住者に出国日までの所得について課税しますが、未実現利益に対する出国税はありません。一方シンガポールは、居住の終了を課税期間の終了として扱い、従業員については税務クリアランスを求めます。スイスの一括課税制度とシンガポールの優遇制度にはいずれも、移転によって満たせなくなる条件があります。決定の前に双方を試算してください。[4]

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

2013年に購入した暗号資産について、資産の源泉をどのように証明すればよいでしょうか。 一連の流れを再構築します。すなわち、法定通貨による購入（銀行取引明細書、取引所がまだ存在する場合はその記録）、コインを受け取ったウォレット・アドレス、それ以降のオンチェーンでの移動、そして現在のアドレスの管理を証明する署名付きメッセージです。ブロックチェーン分析企業が作成する資産の源泉に関する報告書は、両国の銀行が一次的な証拠として受け入れています。記録が欠けている場合は、残存する証拠を添えた宣誓供述書が次善の策となり、銀行は説明のもっともらしさと照らし合わせてそれを評価します。取得時期が早いほど、オンチェーンの履歴に一貫性がある限り、銀行は欠落を許容する傾向にあります。[5]

投資方針には暗号資産について何を定めるべきでしょうか。 認められる資産クラスと最大配分比率、承認されたカストディアンとカストディアンごとの集中限度を定めるべきです。ステーキングを認めるかどうか、認める場合はその条件を定め、個別に承認された場合を除き、プラットフォームへのレンディングとDeFiへのエクスポージャーを禁止すべきです。評価の情報源と頻度、照合手続、セルフカストディを行う場合の鍵管理の仕組み、そして家族への報告についても定めておく必要があります。第III章の意向書のひな型は、受託者向けに同じ事項を扱っており、これを応用することができます。[6]

注

1. 構造と条件については、第P部第VII章および第M部第V章で示しています。 ↩
2. 銀行とそのサービスは第P部第IX章に列挙しています。 ↩
3. 第P部第VIII章（承継計画）および第B部第II章（カストディ・モデル）。 ↩
4. 第P部第I章、第G部第VI章、第M部第V章。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

5. 資産の源泉に関する証拠については、第P部第IX章および第F部第III章。 ↩
6. 第P部第VII章。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com